

2025 年日本国際博覧会における建築基準法第 85 条第 6 項及び
第 7 項の規定に基づく許可申請の手続要領

令和 4 年 9 月 2 日改正

大阪市計画調整局建築指導部建築確認課

2025年日本国際博覧会における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項及び第7項の規定に基づく許可を申請する場合の手続は、次に掲げるところによるものとする。

第1 事前相談

許可申請の手続に先立ち、関係資料を持参のうえ、計画調整局建築指導部建築確認課（市役所本庁舎3階）に事前相談を行い、基本的な了承を得ること。

また、関係部局との事前相談も実施（原則として「確認申請等受付前の関係法令等による事前調整一覧」に定める協議事項の該当する項目について行うこと。）すること。

第2 基本計画書の提出

関係部局との事前相談が概ね終了し、許可申請を行う予定の計画については、原則として建築審査会開催月の前々月の17日（なお、提出日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。）まで（ただし、申請の計画が法第85条第6項許可の場合は、許可申請書提出の1月前までとする。）に、次に掲げる図書を作成し、基本計画書として1部提出すること。

① 用途地域区分図

縮尺2万5,000分の1の大阪市都市計画・用途地域図を用いて、申請地の位置、凡例及び方位を記載し、大阪市建築基準法施行細則（以下「市細則」という。）第3条第1項に掲げる付近見取図を兼ねるものとする。

② 設計概要書（第1号様式）

③ 会場全体配置図

会場全体の計画が分かる配置図に申請地を記載すること。

④ 配置図

縮尺は原則600分の1以上とし、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、道路、空地等又は管理用通路の位置及び幅員並びに周辺建物の用途及び配置状況等を記載すること。

⑤ 各階平面図

縮尺は原則200分の1以上とし、縮尺、方位、間取り、各室の用途等を記載すること。

⑥ 立面図

縮尺は原則200分の1以上とし、4面を表現し、縮尺、開口部の位置、壁面等の仕上げを記載すること。

⑦ 断面図

縮尺は原則200分の1以上とし、2面以上を表現し、縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ、塔屋最高高さ、断面位置を示すキープラン等を記載すること。

⑧ 敷地面積求積図

⑨ 建築面積求積図

⑩ 床面積求積図

⑪ 工程表

工事着手から撤去完了までの使用期間が分かるように記載すること。

⑫ 法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表

⑬ 構造耐力上の安全性を確認できる書類

法第20条第1項に掲げる建築物の区分に応じた基準を準用し、安全性を確かめている旨並びにその安全性を確認した構造設計者の氏名及び建築士登録番号を記載すること。

⑭ 各関係部局との協議議事録

⑮ その他市長が必要と認める資料

敷地の現況及び建築物の用途、規模、形態等により市長が必要と認める資料

（例）法第38条、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条の6、令第129条及び令第129条の2に適合する旨の関係図書等

※提出を求める理由（市長が必要と認める理由）

2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準（以下「許可基準」という。）に適合するかどうかを審査するために必要であるため

第3 許可申請書の提出

許可を申請しようとする者は、原則として建築審査会開催月の前月の17日（なお、申請日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。）まで（ただし、申請の計画が法第85条第6項許可の場合は、この限りでない。）に、許可申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第44号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号の図書をA4綴じして添付し、許可申請手数料（法第85条第6項は12万円、第7項は16万円）を納付したうえで提出すること。なお、⑤から⑯に掲げる図書については、各図書の右下に設計者の氏名及び建築士登録番号を記載すること。

- ① 委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）
- ② 理由書
建築主として許可を必要とする理由を明記し、建築主が記名すること。
- ③ 維持管理に関する誓約書
建築物を適正に維持管理すること、許可満了日までに撤去すること及び当該建築物を第三者に譲渡又は転貸等の権利移転をしない旨を明記し、建築主が記名すること。
- ④ 工程表（「第2 基本計画書の提出」⑪による。）
- ⑤ 法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表
- ⑥ 用途地域区分図（「第2 基本計画書の提出」①による。）
- ⑦ 設計概要書（第1号様式）（「第2 基本計画書の提出」②による。）
- ⑧ 透視図
主たる建築物の全体が分かるものとする。ただし、申請の計画が法第85条第6項許可の場合は、不要とする。
- ⑨ 会場全体配置図（「第2 基本計画書の提出」③による。）
- ⑩ 配置図（「第2 基本計画書の提出」④による。）
- ⑪ 各階平面図（「第2 基本計画書の提出」⑤による。）
- ⑫ 立面図（「第2 基本計画書の提出」⑥による。）
- ⑬ 断面図（「第2 基本計画書の提出」⑦による。）
- ⑭ 敷地面積求積図（「第2 基本計画書の提出」⑧による。）
- ⑮ 建築面積求積図（「第2 基本計画書の提出」⑨による。）
- ⑯ 床面積求積図（「第2 基本計画書の提出」⑩による。）
- ⑰ 構造耐力上の安全性を確認できる書類（「第2 基本計画書の提出」⑬による。）
- ⑱ 各関係部局との協議議事録
- ⑲ その他市長が必要と認める資料（「第2 基本計画書の提出」⑮による。）

第4 建築審査会用資料の提出

建築審査会資料として、表紙（建物名称、建築主氏名及び設計者氏名を記載）に「第3 許可申請書の提出」に掲げる許可申請用図書のうち、⑥用途地域区分図から⑬断面図までの図書をA4綴じして添付したものを、建築審査会開催日の1週間前までに22部提出すること。ただし、申請の計画が、法第85条第6項許可の場合は、提出不要とする。

第5 建築審査会（傍聴用）資料の提出

建築審査会（傍聴用）資料10部を、次に掲げる(1)～(2)の規定に従って作成し、建築審査会開催日の3日前までに提出すること。

- (1) 「第4 建築審査会資料」と同じ図書（ページ番号記載）を次のとおり作成すること。

- ・各階平面図、断面図については、図を消去し、『建物内部の詳細情報につき、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき非公開とする。』と記載すること。
- ・配置図等で建物内部の詳細情報を示しているものは、当該箇所を消去し、「申請建物」と表記すること。

(2) 傍聴用資料はA3サイズで印刷すること。(表紙不要)

第6 その他の手続

1 許可変更承認申請

(1) 建築主又は当該建築物の所有者は、許可後は原則として建築物等の変更を行わないこと。ただし、変更後の計画が変更時における許可基準に適合し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合であって、市長がやむを得ないものとして承認する変更についてはこの限りではない。

ア 建築確認等の手続に伴い、軽微な変更が必要な場合

イ 当該建築物の利用状況等の変化等により、軽微な変更が必要な場合

(2) 建築主又は当該建築物の所有者は、(1)に規定する変更をしようとする場合には、「建築基準法第85条第6項許可変更承認申請書」(第2号様式)又は、「建築基準法第85条第7項許可変更承認申請書」(第3号様式)による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ、市長にその旨を申請し承認を受けること。

① 委任状(手続に関して代理人に委任する場合)

② 理由書

③ 誓約書

④ 工程表

⑤ 付近見取図

⑥ 法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表

⑦ 変更箇所を示す一覧表

⑧ 変更図書一式(許可申請書に添付されている図書のうち、変更に係る図面の新旧)

⑨ その他市長が必要と認めるもの

(3) 市長は(2)の規定により申請があった場合、当該変更が(1)の規定に適合し、やむを得ないと認めるものについては、「建築基準法第85条第6項許可変更承認通知書」(第2号様式副本)又は、「建築基準法第85条第7項許可変更承認通知書」(第3号様式副本)により、申請者に対して当該変更を承認するものとする。

2 建築主・所有者の名義変更届

建築主又は当該建築物の所有者に変更が生じた場合には、新たな建築主又は当該建築物の所有者は、速やかに第4号様式を提出すること。なお、提出手続を代理人に委任する場合は、委任状を添付すること

附 則

この要領は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年9月2日から実施する。

建築基準法第85条第6項許可変更承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主又は当該建築物の所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第85条第6項許可建築物について、別図により変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

主な変更内容

※承認番号 第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築確認課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

第 号
年 月 日

建築基準法第85条第6項許可変更承認通知書

..... 様

大阪市長



下記の建築基準法第85条第6項許可建築物の変更について、別図により承認します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

主な変更内容

建築基準法第85条第7項許可変更承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主又は当該建築物の所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第85条第7項許可建築物について、別図により変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

主な変更内容

※承認番号 第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築確認課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

第 号
年 月 日

建築基準法第85条第7項許可変更承認通知書

.....
..... 様

大阪市長



下記の建築基準法第85条第7項許可建築物の変更について、別図により承認します。

記

建築物名称
建築物所在地 区
許可年月日 年 月 日
許可番号 第 号
主な変更内容

建築基準法第85条第6項及び第7項許可を受けた
建築物に関する建築主・所有者の名義変更届

年 月 日

大阪市長

届出者（新建築主又は新所有者）

住 所

氏 名

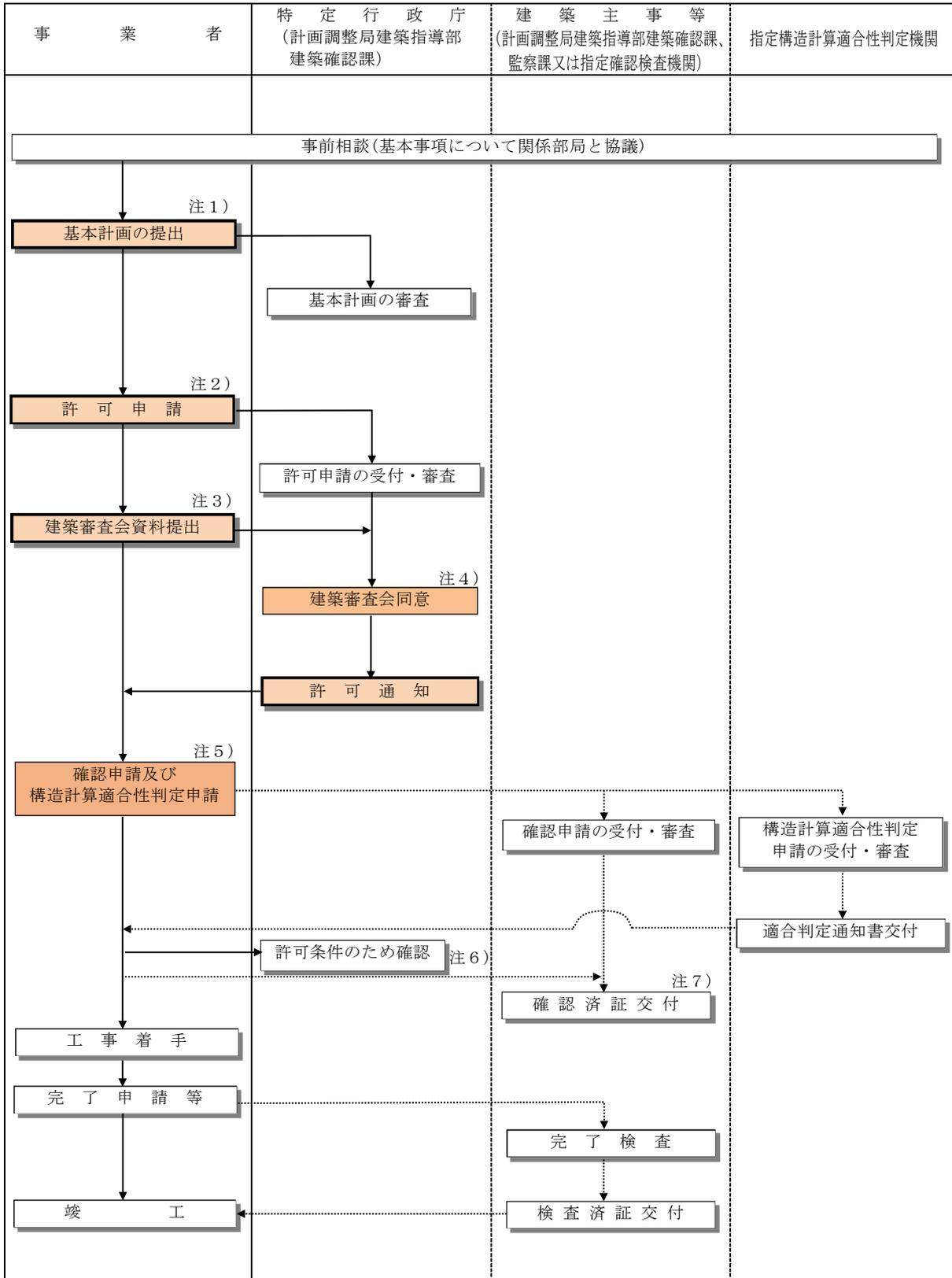
下記のとおり建築主・所有者の名義を変更しましたので届け出します。

記

許可年月日(許可番号)	年 月 日 (第 号)	
建築物名称		
建築物所在地	区	
名義変更年月日	年 月 日	
新建築主 新所有者	住 所 氏 名
	
	
旧建築主 旧所有者	住 所 氏 名
	
	
名義変更理由		

(添付図書) 委任状 (手続等に関して代理人に委任する場合)

参考) 主な手続の流れ



注1)原則として建築審査会開催月の前々月の17日まで。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)法第85条第6項許可の場合は、許可申請書提出の1月前までとする。

2)原則として建築審査会開催月の前月の17日まで。ただし、法第85条第6項許可の場合は、この限りでない。

3)建築審査会の1週間前まで。

4)通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。

5)確認申請書には、法第20条適合確認のため、構造関係図書(図面・計算書等)を添付すること。また、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)第81条第2項第1号に定める基準に準じた構造計算により安全性を確かめる建築物は、法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受け、適合判定通知書の交付を受けること。

6)確認済証交付までに適合判定通知書又は写しを計画調整局建築指導部建築確認課に提出すること。

7)確認済証交付までに適合判定通知書又は写しを建築主事等に提出すること。

●お問い合わせは

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所 3階）

TEL 06-6208-9281

大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課